

第 7 2 回中学生人権作文コンテスト実施要領

主 催 大 阪 法 務 局
大阪府人権擁護委員連合会
後 援 大 阪 府 教 育 委 員 会
大 阪 市 教 育 委 員 会
堺 市 教 育 委 員 会
N H K 大 阪 放 送 局
産 経 新 聞 社
関 西 テ レ ビ 放 送
大阪私立中学校高等学校連合会
ガ ン バ 大 阪
セ レ ッ ソ 大 阪

1 趣旨

次代を担う中学生が人権問題について作文を書くことによって、人権尊重の重要性、必要性についての理解を深めるとともに豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を国民に周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的として実施します。

2 応募規定

(1) 応募資格

大阪府内の中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部に在学する生徒並びに外国人学校に在学する者で中学生に準ずる生徒

(2) テーマ

日常の家庭生活、学校生活、グループ活動あるいは地域社会との関わりなどの中で得た体験等を通じて、基本的人権の重要性、必要性について考えたことなどを題材としたものとします。

(3) 原稿用紙等

ア 原稿用紙の種類及び枚数

学校名・学年・氏名・題名を除いて、400字詰め原稿用紙（Word形式の電子データ又は紙媒体）5枚以内とします。

イ 必要記入事項

応募原稿には、次の①～⑤に掲げる事項を必ず記入してください。

①学校名

②学年

③氏名（ふりがな）

④題名

⑤別表1に掲げる作品テーマの番号（原稿用紙1枚目の欄外右下に記入する。）

ウ 翻訳文、反訳文

外国語で作文を作成した場合、視覚に障害があり点字又は録音テープで作文を作成した場合は、それぞれ原稿用紙5枚以内の翻訳文、墨字又は反訳文を添付するものとします。

(4) 応募方法等

ア 応募票

学校ごとに応募作品を取りまとめ、別添「第72回中学生人権作文コンテスト応募票」を作成願います。

イ 応募方法

(7) 電子データでの応募

電子データの原稿用紙で応募する場合（応募作品の全部が電子データの場合に限る。）は、電子データによる応募票及び原稿用紙（注1）を、電子メールで送信（注2）する方法により応募願います。

（注1）応募票及び原稿用紙は、次のURLからダウンロードすることができます。

<https://houmukyoku.moj.go.jp/osaka/keihatsu>

（注2）電子メールの送信は、別途、学校宛てにお知らせする方法により、送信してください。

(イ) 紙媒体での応募

紙媒体の原稿用紙、点字又は録音テープで応募する場合は、応募票及び原稿用紙の原本（応募作品の一部が電子データで作成されている場合は、当該データを印刷したものを原本とします。）等を別表2の応募作品送付先の法務局に郵送又は持参願います。

(5) 応募締切り

令和7年9月12日（金） 必着

3 表彰等

(1) 入賞発表の日

令和7年12月4日（木）（予定）

なお、入賞者には、あらかじめ所属校を経由して内報します。

(2) 表彰（予定）

次の各賞について表彰するとともに、表彰式を行います。

○最優秀賞

大阪法務局長賞 (1編)

大阪府人権擁護委員連合会長賞 (1編)

NHK大阪放送局長賞 (1編)

産経新聞社賞 (1編)

関西テレビ放送賞 (1編)

大阪私立中学校高等学校連合会長賞 (1編)

○優秀賞 (10編以内)

○奨励賞 (若干編)

(3) 表彰式

日程 令和7年12月上旬（予定）

場所 大阪市内（未定）

4 全国中学生人権作文コンテスト（中央大会）への推薦

本コンテストの最優秀賞入賞作品の中から、若干編を、第44回全国中学生人権作文コンテスト（主催：法務省、全国人権擁護委員連合会）に推薦します。

5 入賞作品等の公表

(1) 本コンテストの入賞作品については、応募者の学校名、学年、氏名（下記(4)の場合を除く。）、応募作品の題名を公表するとともに、優秀賞以上の入賞作品については、主催者が発行する人権作文集「永久の権利」、大阪法務局ホームページ及び報道機関等において作品の内容を公表します。

また、人権作文集「永久の権利」には一部の入賞者の写真を掲載します。

さらに、法務局及び関係機関が催す表彰式の模様は一般に公開する予定です。

(2) 入賞作品以外の応募作品についても公表することがあります。

また、主催者以外の第三者による刊行物等への転載を許可する場合があります。

(3) 作品の使用、編集、転載等に当たっては、作品の主旨を損なわない範囲で一部修正することがあります。

(4) 作品の公表に当たっては、応募者の意向に応じて「学校名」、「学年」、

- 「氏名」を非公表とすることがあります。
- (5) 上記(1)から(4)までについて、不都合がある場合は、応募時に申し出てください。

6 注意事項

- (1) 応募された原稿用紙（電子データ又は紙媒体の原本等）は返却しません。
- (2) 応募作品は1人1編とし、未発表のものに限ります。他のコンテスト等と重複して応募したり、他人の著作物を自分の作品として応募することはできませんので十分留意の上、応募願います。
重複応募等が判明した場合、その作品については応募がなかったものとみなします。
- (3) 生成A Iの利活用等により自己の体験等や考察に基づくことなく創作した文章を自己の作文として提出したものと認められた場合は、審査の対象とはなりません。
- (4) 応募作品の著作権は、主催者に帰属します。主催者に断りなく応募作品の転載・発表などをすることはできません。
- (5) 匿名での応募や、原稿用紙の枚数が5枚を超える作品は、審査の対象となりません。
- (6) 学校で作品を取りまとめる際に、明らかな誤字・脱字等があっても修正は不要です。本人以外の第三者による修正と思われる箇所があったときは、修正前の記述内容により審査を行います。

7 お問い合わせ先

応募に関する詳細は、以下の担当課までお問い合わせください。
大阪法務局人権擁護部第三課 ☎ 06-6942-9492（直通）

＜作品テーマ一覧＞ （実施要領項番 2 (3)イ⑤関係）

番号	作品テーマ
1	女性問題をテーマとした作品（男女平等・DV・ハラスメント等）
2	こどもに関する問題をテーマとした作品（いじめ・体罰・児童虐待等）
3	高齢者問題をテーマとした作品
4	障害のある人に関する問題をテーマとした作品
5	部落差別（同和問題）をテーマとした作品
6	アイヌの人々に関する問題をテーマとした作品
7	外国人の人権問題をテーマとした作品
8	感染症に関する問題をテーマとした作品
9	ハンセン病患者等に関する問題をテーマとした作品
10	犯罪被害者等に関する問題をテーマとした作品
11	インターネット上の人権侵害をテーマとした作品
12	性的マイノリティに関する問題をテーマとした作品
13	震災等の災害に起因する人権問題をテーマとした作品
14	戦争と平和をテーマとした作品
15	環境問題をテーマとした作品
16	上記 1 ～ 15 以外の、人権問題、人権尊重をテーマとした作品

< 送付先一覧 > (実施要領項番 2 (4) イ (i) 関係)

	学校所在地	応募作品送付先
1	大阪市、守口市、枚方市、寝屋川市、門真市、大東市、四條畷市、交野市、豊中市、池田市、箕面市、豊能町、能勢町に所在する中学校等	〒540-8544 大阪市中央区大手前三丁目1番41号 (大手前合同庁舎) 大阪法務局人権擁護部第三課 ☎06(6942)9492
2	吹田市、高槻市、茨木市、摂津市、島本町に所在する中学校等	〒567-0822 茨木市中村町1番35号 大阪法務局北大阪支局総務課 ☎072(638)9444
3	東大阪市、八尾市、柏原市に所在する中学校等	〒577-8555 東大阪市高井田元町二丁目8番10号 大阪法務局東大阪支局総務課 ☎06(6782)5413
4	堺市、松原市、高石市、大阪狭山市に所在する中学校等	〒590-8560 堺市堺区南瓦町2番29号 大阪法務局堺支局総務課 ☎072(221)2756
5	富田林市、河内長野市、羽曳野市、藤井寺市、太子町、河南町、千早赤阪村に所在する中学校等	〒584-0036 富田林市甲田一丁目7番2号 大阪法務局富田林支局総務課 ☎0721(23)2432
6	岸和田市、泉佐野市、泉大津市、貝塚市、和泉市、泉南市、阪南市、忠岡町、田尻町、熊取町、岬町に所在する中学校等	〒596-0047 岸和田市上野町東24番10号 大阪法務局岸和田支局総務課 ☎072(438)6501

第72回中学生人権作文コンテスト応募票

応募総数 (当コンテストに取り組んだ人数)	人	作品送付数 (実際に送付する作品数)	編
--	--------------------------------------	---	--------------------------------------

(学 校 名)	(フリガナ)	
(所 在 地)		
(担 当 者)	(フリガナ)	
(連 絡 先)	TEL:	FAX:
	e-mail:	

(注意事項)

- 1 各作品には学校名、学年、氏名(ふりがな)、題名及び**作品テーマ番号**を明記してください。
- 2 「応募総数」は、このコンテストに取り組んだ総数(人数)を記入してください。
- 3 「作品送付数」は、応募総数の内数で、実際に法務局へ送付される作品数を記入してください。
- 4 応募票は各学校ごとに作成してください。
- 5 受賞作品については、一般に公表することとしています(入賞作文集及びホームページ等への掲載、報道機関による報道等)。また、その他の応募作品についても公表することがあります。